

# 子育て支援施設等の設置に関するお願い

新宿区では、「新宿区子育て支援施設等の設置に係る要請に関する要綱」にもとづき、子育て支援施設等の整備を促進し、待機児童の解消及び子育てしやすいまちの実現を図るため、建築物を新築しようとする事業者に対して、子育て支援施設等の設置について、区への事前の説明をお願いします。

## 対象建築物

- 都市開発諸制度等を適用して建築物を新築するとき  
(高度利用地区、特定街区、再開発等促進区、総合設計制度、都市再生特別地区等)
- 床面積が 40 m<sup>2</sup>以上の住戸が 100 戸以上含まれる共同住宅
- 店舗、飲食店、事務所等の用途に供する賃貸用の建築物で、敷地面積が 200 m<sup>2</sup>以上のもの

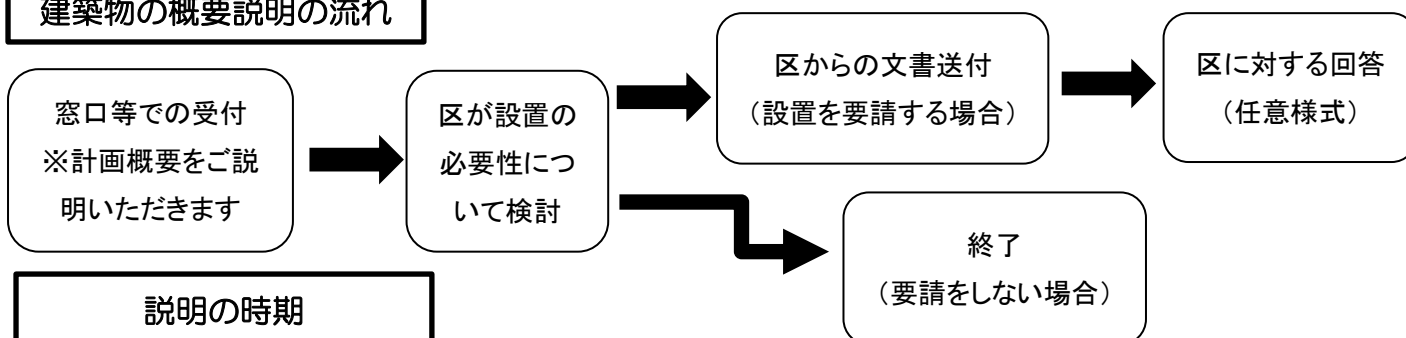
## 子育て支援施設等

子育て支援施設等は、次のとおりです。

- 保育所、学童クラブ等
- 授乳室、おむつ交換等のできる設備
- 子どもの遊び場、保護者と子どもが一時的に待機可能な場所等

なお、計画の内容から、区が必要と判断する場合は、子育て支援施設等の設置につき、要請を行います。

## 建築物の概要説明の流れ



## 説明の時期

区への事前説明は、**建築計画が確定する時期**までをお願いします。

## 担当窓口

新宿区子ども家庭部保育課施設整備係 (2 階 14 番)  
電話 03-5273-4162 FAX 03-3209-2795